

徳島県立鳴門渦潮高等学校躍進寮給食提供事業者募集要項

徳島県立鳴門渦潮高等学校躍進寮における、給食提供事業者を募集します。この募集に参加される方は、本要項をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 業務の概要

(1) 業務名

徳島県立鳴門渦潮高等学校躍進寮給食提供業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 業務の期間

令和8年3月9日から令和9年3月31日まで（開始時期は応相談）

(4) 業務委託に係る経費上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

生徒1人当たり月額

男子 61,100円

女子 59,600円

※なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。契約候補者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

2 応募資格

応募者は、次の事項に定める要件を全て満たす法人、個人、複数の法人又は個人により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）に限り応募できるものとする。

応募については、1事業者につき1申請のみとし、共同提案への参加については、単独で応募した法人又は個人は参加グループの構成員となることはできない。また、当該グループの構成員は、他の参加グループの構成員を兼ねることや、単独で応募することはできないものとする。

- (1) 最近3年間に於いて、継続して食堂等の飲食業の運営実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てを行っている又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 営業に関し法律上必要とされる資格、免許を有する者を従事させることができる

者であること。

- (8) 最近3年間の業務において食中毒を発生し、保健所の指導を受けていないこと。

3 応募申込手続き

- (1) 募集期間 令和7年12月1日(月)～12月16日(火)

- (2) 申込に必要な書類

参加表明書 1部

企画提案書(様式1～4) 7部(正本1部 副本6部)

様式1 企画提案書表紙

様式2 事業者概要

様式3 食事提供の内容、従業員の配置・体制、安全管理体制、食事提供の開始時期

様式4 週間献立例(形式自由)

※提供する食事のサンプル写真を何食分か添付(必須)

※その他、カロリー数等を記載

- (3) 提出期限

参加表明書 令和7年12月10日(水)午後5時まで(必着)

企画提案書 令和7年12月16日(火)午後5時まで(必着)

※プロポーザルの企画提案書を提出できるのは、事前に参加表明書を提出した者に限る。

- (4) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。

- (5) 提出先

〒772-0032 徳島県鳴門市大津町吉永595番地

徳島県立鳴門渦潮高等学校 事務室

- (6) 現地確認

希望する場合は、令和7年12月1日(月)～12月10日(水)の間に厨房等の現地確認をすることができる。ただし、厨房を使用中のときは現地確認が制限される場合がある。

- (7) 質問事項

質問がある場合は、メールにより令和7年12月10日(水)までに送付するとともに、メールした旨を電話で連絡すること。

4 審査方法

- (1) 応募書類の評価(採点)は、提出された企画提案書について、選定委員会が行う。

- (2) 評価に当たり、選定委員会は応募者にプレゼンテーション、ヒアリング等の説明を求める場合がある。

プレゼンテーション予定日 令和7年12月18日(木) 18時30分～20時30分

- (3) 選定委員会の評価により1位となった応募者を契約候補者とする。

1位の契約候補者が辞退等により契約できなくなった場合は、順位2位の者を契約候補者とするものとし、以下同様とする。

- (4) 審査結果は、審査を受けた応募者全てに対し、文書により通知するとともに、県ホームページで公表する。

- (5) 応募者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で採否を決定する。

5 契約(覚書)の締結

- (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から契約候補者の報告を受けた者と、契約締結の協議を行う。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、学校と契約候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に、改めて事業計画書及び見積書を徴して、契約を締結する。契約書(覚書)を作成し、その条項については、契約候補者と協議して定める。

6 事業者の決定の取消し

次の事項が確認された場合は、契約候補者の決定を取り消す場合がある。

- (1) 本要項に定める応募資格を失ったとき。
- (2) 決定から事業開始までの間に事業者の諸般の事情変化等により、提出した企画提案書に沿った事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
- (3) 社会的信用を著しく損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

7 その他留意事項

- (1) 提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出された書類の内容については、事業者選定以外には利用しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は申込者の負担とする。
- (5) 書類の内容に関して、確認、問合せをする場合がある。
- (6) 提出された書類は、徳島県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本国通貨とする。
- (8) 申込者は、事業者に決定された後、本要項等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

8 問合せ先

徳島県立鳴門渦潮高等学校 事務室

電話番号：088-686-4577

ファクシミリ：088-684-5025

e-mail：narutouzushiokoukou@pref.tokushima.lg.jp